

IFRSとローカルGAAPの共生に関する社会学的考察 —多文化共生概念に着目して—

井上 定子
兵庫県立大学

要 旨

本稿では、日本の会計制度を取り上げ、適用が認められている複数の会計基準がどのような共生関係にあるのかを明らかにするため、多文化共生概念を援用した会計基準の共生の類型モデルを構築するとともに、それに基づいて日本の会計制度の現状を考察した。

その結果、連結財務諸表作成時に認められる IFRS の任意適用は自国基準優位型共生（序列型共生）に、米国基準の適用は自国外基準回避型共生（回避型共生）に位置づけられ、両基準による共生は、異なる位相にあることを示した。加えて、個別財務諸表を作成する際に求められる諸基準に着目すると、すべて自国基準であり、自国外基準（IFRS for SMEs）の適用は認められていない、つまり、自国基準志向型共生（排除型共生）の状態にある。このように、日本の会計制度において適用が認められる各自国外基準は、日本基準との共生関係において異なるフェーズにあることを明らかにした。

現在、日本における IFRS の任意適用（自国基準優位型共生）は、生存競争に転化しやすい不安定な共生状態にあることから、今後、IFRS と安定的な共生関係の維持が期待される限りにおいて、生存競争をもたらさない競争（competition）による市場別共生（自立型共生）を、将来の方向性（選択肢）として示すことができる。

しかしながら、会計基準のグローバリゼーションという近代的様相において、市場別共生（自立型共生）を唯一の現実解とするのかについては、市場を分けて IFRS を適用するスイス等の事例や顕在化している具体的課題を含めて、資本市場との関係の中で慎重に検討する必要がある。

I はじめに

現在、世界の 167 法域のうち 146 の法域において、すべてないし多くの企業に対して国際財務報告基準（IFRS）の適用が要請されている（IFRS Foundation [2022]）。しかし、その適用状態は一様ではなく、それを表す概念や用語も統一的に理解されたものではない。加えて、IFRS 導入をめぐる会計基準のグローバル化は、2001 年以降 IFRS を基軸として世界各国の会計基準をコンバージェンスしてゆくという構図のもとに展開されてきた（辻山 [2014b], 55-56 頁）。しかも、将来的に IFRS という 1 つの基準を全世界が共通して採用することが、国際会計基準審議会（IASB）の組織目標として掲げられている（IFRS Foundation [2010], par.2(d)）。このことから、会計基準のグローバル化は IFRS への統一化という方向で展開されてきた、あるいは展開されてゆくと考えられている。ところが、現在、IFRS からの乖離や自国の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）への回帰という動きが、EU や米国をはじめ、日本においても観察される。

このような複雑化した会計基準のグローバル化の現状や動向を踏まえ、IFRS 導入に伴い、受入国の会計基準のグローバル化がいかにか展開してゆくのかについて、かかるグローバル化自体を主題化し、国際社会学の知見を援用して包括的に解釈することが、筆者の問題意識である⁽¹⁾。かかる問題意識のもと本稿では、IFRS 任意適用という、IFRS とローカル GAAP とが共生する状態そのものを主題化し、考察を試みる。その際、日本の会計制度に着目することとしたい。というのも、2013 年から企業会計基準委員会（ASBJ）により IFRS のエンドースメント手続きが始ま

り、2015 年に修正国際基準（JMIS）が公表され、日本では、連結財務諸表を作成するための会計基準として、日本基準、米国基準、IFRS、JMIS の 4 つの選択肢が認められている、つまり、IFRS を含む自国外基準とローカル GAAP（日本基準）が共生状態にあるためである（企業会計審議会 [2013], 6 頁）⁽²⁾。

日本における IFRS 任意適用に関する先行研究については、枚挙にいとまがないが、IFRS を含め複数の会計基準がローカル GAAP（日本基準）と共生している状態そのものに着目した研究は多くない。例えば、辻山 [2014a] では、日本の会計制度の中で IFRS と米国基準が日本基準と共生状態にあるが、必ずしも日本基準と同等に位置づけられてはいないことが指摘されている（37 頁）⁽³⁾。しかしながら、それらの基準がローカル基準（日本基準）とのどのような共生関係にあるのか、そして、当該関係性にどのような相違がみられるのかについては、十分に言及されていない。

そこで、本稿では、会計基準の共生自体を主題化して、自国外基準（IFRS）とローカル GAAP の共生にどのような特徴（共生関係）があるのかを明らかにするために、社会学の知見を援用して分析枠組みを構築するとともに、その枠組みを用いて、日本の会計制度の現状を考察すること、を目的とする。

まず、自国外の会計基準（例えば、IFRS）とローカル GAAP が共に適用される（共生する）会計制度において、その共生の関係性を分析する枠組みとして、会計基準の共生の類型モデルを示すこととしたい。その際、制度⁽⁴⁾を政府・行政により定められた法律や規制などに限定せず、慣行、信念、考え方や行動のパターンのような思考・行動の習慣も含めて捉え（水野 [2013], 444-455 頁）、文化との共通性に着目し、多文化主義における共生（多文化共生）概

念を援用することとする。(国際)社会学を背景にもつ多文化主義は、同一の社会の中の複数の異なる文化を等しく尊重する実践的志向の強い考え方(川本[1998], 1535頁)であり、すでに多くの知見が蓄積されている。よって、会計基準の共生の類型モデルを構築する上で、かかる背景をもつ多文化共生概念に依拠することは、適切かつ有用であると考えられる。

つづいて、この会計基準の共生の類型モデルを分析軸として、日本の会計制度の現状(複数の会計基準が共生している状態)を考察する。かかる考察を通じて、現在、日本の会計制度において共生する各会計基準が、日本基準とどのような共生関係(共生状態)にあるのかを明らかにするとともに、今後、IFRSと日本基準の共生を前提とした制度形成を考える場合において提案し得る方向性(選択肢)と課題を示すこととしたい。

本稿での考察が、現在の会計基準のグローバリゼーションの様相と課題を読み解く一助となれば幸いである。

II 会計基準のグローバリゼーションの分析モデル

考察に先立ち、前述の問題意識にもとづいて展開した会計基準のグローバリゼーションのモデル(井上定子[2018])において、複数の会計基準が適用される(IFRSとローカルGAAPの共生)状態が、どのように位置づけられているのかを確認する。

1. グローバリゼーション析出の4形態：国際社会学の知見を援用して

*The Penguin Dictionary of Sociology 5th ed.*によると、グローバリゼーションとは、「政

治や経済、社会、文化などの様々な側面において、世界があたかも一つの場になる過程ないし現象を表す(Abercrombie et al. [2006], p.167)」と定義されている。ところが、グローバリゼーションの評価をめぐるには、「均質論」と「異種論」という2様の立場がある(Featherstone and Lash [1995], pp.3-4, 上杉[2009], 3-7頁)⁵⁾。

均質論によれば、グローバリゼーションとは、欧米先進諸国の文化が非欧米発展途上国の文化を圧倒し消滅させ、世界中の文化を標準化する現象である。ここでは、世界は西洋の近代化をモデルとして、一元的な方向で、唯一の近代化を成し遂げるべきである(文化的帝国主義)と考えられている。そのため、世界各国・地域の固有の文化は、圧倒されて破壊・消滅し、世界中のすべての社会や文化が欧米先進諸国の文化と均質となる。これに対して、異種論によると、グローバリゼーションとは、欧米先進諸国の文化が非欧米発展途上国の文化を必ずしも消滅させることを意味せず、むしろ融合して新たな雑種文化を生成する、多様化の現象ないし過程である。つまり、世界は西洋をモデルとした唯一の近代化の道を進むのではなく、独自の文化をもった国や地域ごとの複数の近代化を成し遂げていくものであり、そのため、世界各国・地域の固有の文化はむしろ外部の刺激を受けて異種化することになる。

異種論者であるロバートソン(R. Robertson)は、従来のグローバリゼーション概念が画的・普遍的傾向性のみを捉えている点を批判し、グローバリゼーションがローカリゼーションと常に同時に起こり、相互に作用する現象ないし過程であることを指摘する(加藤[2005], 151頁, 上杉[2011], 7頁)。すなわち、「個別主義の普遍主義化および普遍主義の個別主義化を含む二重のプロセスを制度化する一形

態」^⑥としてグローバリゼーションは現れ、これがグローカリゼーション (glocalization) であるとする (Robertson [1992], p.102)。加えて、グローバリゼーションを考える際には、均質性が異種性かという二者択一ではなく、普遍主義と個別主義も含めて両者を結び付ける試みが肝要であると指摘する (Robertson [1995], p.27)。

普遍主義と個別主義とは、Robertson [1995] において明示的にパーソンズ (T. Parsons) の近代論の拡張・発展としてグローバリゼーションの議論が展開されている (油井 [2000], 336-338 頁) ことから、彼の定義を参照すると、社会体系の型相変数の 1 つとして普遍主義と個別主義の対立的区分があげられており、かかる区分は、自分と特殊な関係にある対象と、同じ諸属性をもつ他の対象との間に区分をつけるか否かという問題であり、区別しないのが普遍主義であり、逆に区別するのが個別主義であるとする (Parsons [1951], p.63)。

Robertson [1992] [1995] の議論を踏まえて、橋本 [1998] [2004] は、グローバリゼーションを時間と空間の次元で考える場合、1 つには拡大と圧縮の問題が存在し、それは普遍主義と個別主義の問題として整理でき、もう 1 つは、社会・文化の領域での変容でありそれは均質化と異種化の問題として理解できるとする。そして、「普遍主義—個別主義」と「均質化—異種化」を軸として、グローバリゼーションを析出する 4 形態を提示する。具体的には、均質化と普遍主義からなる第 1 象限は従属を意味し、それは外部の優勢な社会・文化と均質化しつつ、政治的独立性を保持しながら普遍的なシステムを指向する状態をいう。均質化と個別主義からなる第 2 象限は植民地を表す。これは、同様に外部の優勢な社会・文化と均質化しつつも、政治的に自立化しえず個別的な状態に止ま

っている状態をさす。異種化と個別主義からなる第 3 象限の固有文化化は、個別的な社会・文化を尊重し、個々の個別なものが共存している状態をいい、異文化相対主義とも呼ばれる。最後に、異種化と普遍主義からなる第 4 象限のグローカリゼーションは、個別的な社会・文化を尊重しつつも、普遍的なシステムを指向する状態をさす (橋本 [1998], 27-28 頁, [2004], 233-234)。

2. 会計基準のグローバリゼーション分析モデル

井上定子 [2018] では、会計基準を前提として、橋本 [1998] [2004] において示されたグローバリゼーション析出の 4 形態モデルを展開した (図 1 参照)。その際、米国証券取引委員会 (SEC) スタッフ・ペーパー「米国発行者の財務報告システムに IFRS を組み入れることを検討する作業計画 (SEC [2011])」による概念区分にもとづいて分析軸の置き換えを行った。SEC [2011] は、米国財務報告システムに IFRS を組み入れることを想定した場合に採用されうるアプローチについて取り纏めた報告書である (杉本 [2017], 978-979 頁)。

SEC [2011] によると、アドプションは、世界各国・法域における独自の組入過程を経るのか否かという観点でコンバージェンスやエンドースメントと区別される。また、コンバージェンスは自国基準をベースに IFRS に合わせて変更するのに対して、エンドースメントは IFRS をベースに自国に合わせて変更するものである。つまり両者の違いは、IFRS 導入の際に、自国基準を変更するのか IFRS を変更するのかという違いとして、ひいては自国基準の設定権限を放棄するのか保持するのかという違いとして現れることになる。よって、エンドースメントは承認過程を通じて行われる点より

も、修正した IFRS（自国版 IFRS）を導入する可能性がある点と、自国基準の設定権限を維持する点に重きが置かれた整理区分となっている（SEC [2011], pp.4-76, 杉本 [2017], 986-993 頁, 井上定子 [2018], 65-66 頁）。

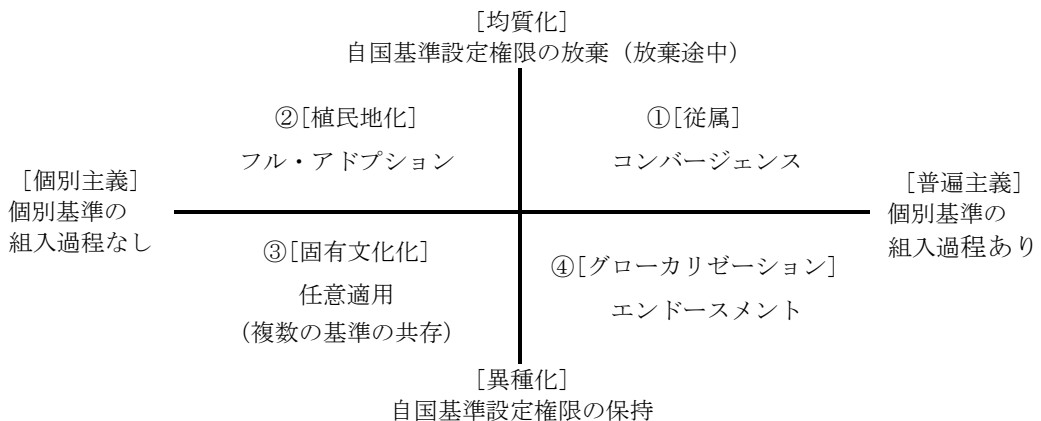
図 1 の縦軸の「均質化—異種化」に着目すると、均質化は、IFRS との統一化を目標とする世界の会計基準の均質化、つまり、自国基準を一括あるいは段階的に IFRS への移行を意味する。そのため、自国の会計基準を自国の基準設定主体が決定する権限は、一括あるいは段階的に放棄されることになる。よって、均質化を「自国基準設定権限の放棄（放棄過程を含む）」に置き換えた。異種化は、世界各国・法域の様々な環境に応じて会計基準が多様化（例えば、IFRS と共存、あるいは自国版 IFRS の採用）することを示唆する。よって、自国基準を決定する権限は、自国の基準設定主体に保持されることになるため、異種化を「自国基準設定権限の保持」に置き換えた。

次に、横軸の「普遍主義—個別主義」は、自分と特殊な関係にある対象と同じ諸属性をもつ他の対象との間の区分をするか否かを意味

する。つまり、IFRS と自国基準を区別することなく、いかに混成するのが問題となり、IFRS を一括ではなく個別基準ごとに吟味して自国基準に組み入れる過程や仕組みが必要となる。そのため、横軸の普遍主義を「個別基準の組入過程あり」に置き換えた。これに対して個別主義では、グローバリゼーションにより様々な意味で世界各国・法域の個性や特殊性が強調されるため、外部の優勢な社会・文化は自国のものと区別される。この外部の優勢な社会・文化として IFRS を想定した場合、個別主義は、IFRS を一括して受け入れるか否か、受け入れる際には自国基準と全面的に置き換えるか、あるいは自国基準と共存することとなる。よって、IFRS を個別基準ごとに自国に組み入れる過程は必要ではないため、個別主義を「個別基準の組入過程なし」とした。

以上のように橋本 [1998] [2004] のモデルをもとに、分析軸の置き換えを行い、各象限に該当する IFRS 適用状況を表す概念（フル・アドプション、コンバージェンス、エンドースメント、任意適用）を配置したものが、図 1 である（井上定子 [2018], 69 頁）。

図 1 会計基準のグローバリゼーション析出の 4 形態



出所：井上定子 [2018], 70 頁, 図表 5, 一部筆者加筆。

第1象限（従属）は、一方向的にIFRSの個別基準を段階的に自国基準に組み入れる（混成する）状態を表すため、コンバージェンスが該当する。第2象限（植民地化）は、IFRSという優勢なグローバル化の波を受け、自国に包括的な独自の会計基準がない、あるいは低品質であることが強調され、その結果自国基準を放棄しIFRSを一括受容した状態を表すため、フル・アドプションが該当する。第3象限（固有文化化）では、同じく優勢なIFRSによるグローバル化の波に晒されるが、第2象限とは異なり、自国基準独自の特徴が強調され純粋化されるため、自国基準とIFRSは対立や緊張関係に置かれ共存する状態となり、任意適用が該当する。第4象限（グローカリゼーション）は普遍的なシステムを指向するため、IFRSと自国基準が段階的に混成される点では第1象限と同じであるが、IFRSと自国基準の個別基準間で対立や緊張が生じた場合、IFRSをカーブアウトしたもの（自国版IFRS）が採用されることも想定されるため、エンドースメントが該当する（井上定子 [2018], 69-70 頁）。

以上のことから、本稿の検討対象である、複数の会計基準の適用が認められる日本の会計制度の現状、例えば、IFRSの任意適用などは、第3象限の固有文化化のフェーズに分類されていることが確認できる。

Ⅲ 共生の類型：多文化共生概念に着目して

井上定子 [2018] では、国際社会学の知見を援用して、会計基準のグローバリゼーションの分析モデルを展開し、IFRS適用状態を表す用語や概念（フル・アドプション・コンバージェンス・エンドースメント・任意適用）について整理を行った（図1参照）。そこでは、現在の

複数の会計基準の適用が認められる日本の会計制度の現状は、第3象限の固有文化化（個別的な社会・文化を尊重し、個々の個別なものが共存している状態）のフェーズに分類されている。

既述のように、固有文化化は異文化相対主義とも呼ばれ、各文化に固有な価値を尊重する考え方である（梶田 [1996], 67 頁）。これに対して、多文化主義とは、1つの国家ないし社会において、複数の異なる文化が共存できるよう集団間の政治的・経済的・社会的な不平等の是正を試みる運動や主張である（川本 [1998], 1535 頁）。このように、両者は異なる文化に固有な価値を尊重する点では類似するが、（異）文化相対主義は、異文化の内在的理解を解くだけであるが、多文化主義は、それに加えて、同一社会のなかの複数の文化を尊重しようとする強い実践志向をもつ（川本 [1998], 1535 頁）。複数の会計基準の適用が認められる日本の会計制度の現状に鑑みると、異文化相対主義よりも多文化主義に立脚する方が、適切かつ有用であると思われる。

1. 共生概念

まず、「共存」と「共生」の概念について整理を行う。『広辞苑』によると、「共存」は、「自分と他人もともに生存すること。また、同時に2つ以上のものがともに存在すること（新村 [1998], 698 頁）」であり、「共生・共棲」は、「ともに所を同じくして生活すること。異種の生物が行動的・生理的な結びつきをもち、一所に生活している状態。（新村 [1998], 696 頁）」をさす。つまり、「共存」は、異なるものがともに存在する点で「共生・共棲」と同じであるが、両者間に何かしらの関わり合いがない点で「共生・共棲」と異なるのである。

さらに、「共生」と「共棲」は、人間社会を

前提に共生概念を提唱した社会学者の 1 人である井上達夫 [1992] では、次のように区別されている。「共棲」とは、“symbiosis”を由来にもつ「閉じた共存共栄システム」、つまり、異なった種の間には利害の一致に関する緊密な協力関係があり、調和や協調という安定した閉鎖系が想定されており、生存様式を異にする別の種はこの関係に算入できないという閉じた関係を意味する。一方、「共生」は、“conviviality”を由来にもつ「異質なものに開かれた社会的結合様式」、つまり、異なる人々が自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を積極的に築き上げてゆけるような社会的結合を意味するとする (井上達夫 [1992], 24-25 頁)。

また、『新社会学辞典』では、「共生」を“symbiosis”と“conviviality”とに分けて説明する。“symbiosis”は、もともと生物学の用語⁷⁾であり、パーク (R. E. Park) がそれを社会学に導入して人間生態学の基本概念として使用したものである。生物学では異種の生物が相互に利益を得ながら、あるいは相互の不足を補い合いながら、共に生活することをいう。しかし、人間生態学では、異質的な諸個人が無意識的に競争し共同する関係のなかで共に生活することを意味する (Park [1936], pp.4-5, 高橋 [1993], 292 頁)。これに対して、“conviviality”は、イリッチ (I. Illich) が産業的生産性に対置される用語で、主として制度や法まで広く含んだ道具に対して用いられ、人間相互間のあるいは人間と環境との自律的で創造的な生き生きとした関係をさし、そのような関係の中で実現される個人の自由も表している (Illich [1973], pp.10-11, 桜井裕子 [1993], 292 頁)。

とりわけ、後者の共生 (conviviality) は、「自立共生」あるいは「自立型共生」と訳され、多文化共生社会における共生は、基本的にこの考え方にもとづいている (山口 [1994], 4 頁、

大槻 [2011], 73 頁)。そして、この共生概念は、近代化の過程として最も進歩的かつ理想的な多文化共生像であるとして解釈されている (大槻 [2016], 173 頁)。また、沈 [2022] によると、共生 (conviviality) は、近代的諸様相 (都市化、グローバリゼーション、異質性の尊重) が言説空間で反映された結果のひとつであり、近代化の産物であるとする。さらに、このような共生の理念および諸実践を展開には、能動的な行為 (者) が必要となることも指摘する。その行為とは、異質なものを自身と対等なもの、自律したものとして尊重することであり、支配・搾取を自制し、自発的なコミットメントを行い、関係性を構築することであるとする (沈 [2022], 133, 146-147 頁)。

このように、共生 (conviviality) は近代化の産物として規定されるとともに、多文化共生の理想形であると理解されている。また、沈 [2022] においてみられるように、かかる共生を展開するには、対等性と自発的なコミットメント関係が必要となる。同様の指摘は、社会学の先行研究において散見される。例えば、都築 [1998] によると、「共生とは、1つの社会で、複数の異質な文化集団が、相互の生活習慣や文化を理解し、互いに尊重しコミュニケーションをもち、対等な関係を形成している状態 (91 頁)」をいう。また、共生概念の定義を試みた先行研究 (例えば、井上達夫 [1992] や西澤 [1994] ⁸⁾) に共通して、ホスト社会が異質な文化集団を締め出しており、異質な集団間には最初から権力の格差があるという現状を踏まえ、その権力格差がない関係性を共生と捉えており、異質な文化集団が衝突し、摩擦や葛藤を繰り返すことから相互理解を深め、社会が変貌してゆく動的な関係性を表していることを指摘する (都築 [1998], 90 頁)。このような主要な先行研究を踏まえて、都築 [1998] では、

共生を主体間におけるコミュニケーションの設立と相互の対等な関係を重視した動的な関係であると捉えている。

また、大槻 [2011] においても、前掲の研究に加えて多くの先行研究 (例えば、小内 [1999] や寺田 [2003ab] など) のサーベイを踏まえ、「日本の社会科学、とりわけ社会学における学術用語としての『共生』は、『対等性』とその対等性を実現する上での積極的な『コミュニケーション』に注目する意味で、“conviviality”としての共生がその理念として採用されている (74 頁)」と述べられている。

以上のことから、社会学の分野における共生は、必ずしも一義的な定義づけがあるとはいえないが、“conviviality”を想定した理想的な多文化共生社会を成立するため、「対等性」と「コミュニケーション」が構成要素として必要であることが共通して認識されていることがわかる。

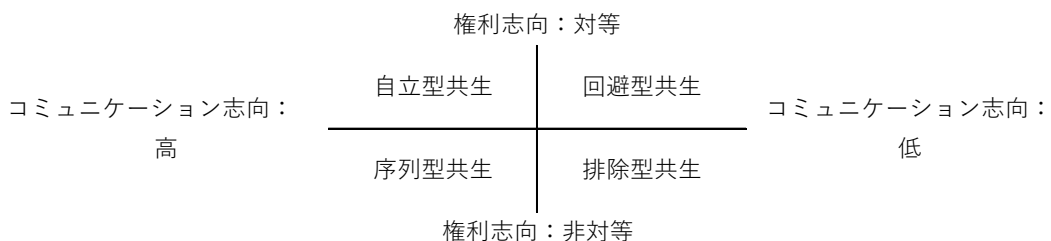
2. 対等性とコミュニケーションから分類する共生の類型

つづいて、多文化共生社会像を念頭に共生概念の類型化を行った大槻 [2011] のモデルを取り上げる。大槻 [2011] は、上述のように、共

生 (conviviality) が、「対等性」とその対等性を実現する上での積極的な「コミュニケーション」に基づくものであることを理念として掲げる先行研究は散見されるものの、この共生が一般的な解釈として認知されているのか、また、「対等性」や「コミュニケーション」の確保そのものが単なる理想であり、現実には実現困難である可能性があることを指摘する。このように、単なる心がけ論として共生に関する議論を行うことは無意味であり、より具体的な共生社会に関するビジョン (共生社会像) について議論を行い、それを踏まえた世論形成が必要であるとする。そのために、前段階として現実の社会生活において人々が志向する共生の型を、現段階の世論として把握する必要があることから、「対等性」や「コミュニケーション」という側面から共生概念の類型を試みる (大槻 [2011], 74-77 頁)。

つまり、大槻 [2011] [2016] は、社会学の共生概念を、相互の「対等性」とそれを実現する「コミュニケーション」から構成される概念とし、両立した関係性を自立型共生 (conviviality) として定式化し、共生概念の類型化を行うのである (図 2 参照)。

図 2 共生の類型



出所：大槻 [2016], 36 頁, 図 3-1.

図 2 によると、権利志向が対等であり、コミュニケーション志向が低い第 1 象限は、「回避型共生」^⑨と呼ばれる。ここでは、多文化共生社会の実現は一応支持するが、積極的には関わらない。また、不必要なマイノリティとの接触を回避する傾向がみられる。この共生は、異種のものは棲み分けて共存するセグリゲーション、つまり、共棲 (symbiosis) であると解される (都築 [1997], 155 頁)。次に、権利志向が対等であり、コミュニケーション志向が高い第 2 象限は、多文化共生社会の理想形である「自立型共生 (conviviality)」を表している。自立型共生とは、外国人も同等の権利をもつことを支持し、コミュニケーションをもつ状態であり、近代化論において最も整合的な多文化共生社会像である。また、権利志向が対等であるが、コミュニケーション志向が低い第 3 象限は、「序列型共生」と呼ばれる。ここでの共生は、マジョリティによる許可・管理・理解という権力関係を前提とした共生を意味する。つまり、社会的強者の「寛容さ」にもとづき、対等性が確保されているに過ぎない状態を表している。よって、ここでは、支配非支配の関係や階層化がみられる (都築 [1997], 155 頁)。最後に、権利志向が非対等であり、コミュニケーション志向が低い第 4 象限は、「排除型共生」と呼ばれ、そもそも、多文化共生社会、つまり、異質な他者の受入に否定的あるいは消極的な状態を表している。この共生の基底には、異質な他者である外国人への敵意や偏見が存在している (大槻 [2011], 77-79 頁, 大槻 [2016], 27-30 頁)。

以下、図 2 の共生の類型に基づき会計基準の共生の類型モデルを示すとともに、それを踏まえて、複数の会計基準の適用が認められる日本の会計制度の現状を分析する。

IV 会計基準の共生の類型モデルの構築

1. 会計基準における共生の構成要素

大槻 [2016] で示された共生概念の類型 (図 2) を援用し、会計基準の共生の類型化を試みる。これにあたり、共生の構成要素である「対等性」と「コミュニケーション」を、会計基準の共生を想定して解釈しなおす必要がある。以下、かかる 2 つの構成要素を、会計基準を前提に置き換えることとする。

(1) 対等性

まず、共生の構成要素の 1 つである「対等性」について取り上げる。ここでは、「対等性」を社会的に解釈するにあたり、小内 [1999] のシステム共生に着目する。小内 [1999] は、多分野にて使用されている共生概念が必ずしも厳密に定義されたものでないことから、共生概念を再検討し、共生の新たな視点として、システム共生と生活共生という概念を提唱する。小内 [1999] によると、社会科学における共生概念の導入と厳格化を試みた最も古い Park [1936] が、人間生態学という視点から棲み分けるといふ共棲 (symbiosis) 社会を想定しているのに対して、Illich [1973] は、共生の本質を自立型共生 (conviviality) に求め、それには人間関係にかかわる側面と社会構造や社会システムにかかわる側面 (共生的制度; convivial institution) が内包されていることを指摘する (Illich [1973], pp. 39-42,100)。かかる指摘を踏まえて、小内 [1999] では、この社会構造や社会システムにかかわる側面 (共生的制度) をシステム共生と呼び、この人間関係にかかわる側面、つまり日常生活におけるコミュニケーションの側面を生活共生と呼び、両

側面から自立型共生を把握することの重要性を説くのである。しかしながら、多くの先行研究では、共生概念を社会構造や社会システムのレベルから捉える視点（システム共生の視点）が軽視されており、生活共生との違いについて十分に検討されていないと問題提起する（小内 [1999], 125-128, 133 頁）。

小内 [1999] によると、システム共生とは、社会システムや制度が共生的に構成されている状態をさし、機構的システムや制度が異なる属性をもつ人々にとり平等の内容をもつことを意味する。また、システム共生のあり方は、異なる属性をもつ人々が機構的システムや制度を平等に利用できることから把握できる。言い換えると、異なる属性をもつ人々が、属性の差異によって機構的システムや制度から実質的に排除されることがあれば、システム共生は成立しないこととなる（小内 [1999], 135-136 頁）。

このように、システム共生の概念は、イリッチの提起した共生的制度の概念をより具体化し、より豊富化したものであり、それは、機構的システムや制度のあり方だけではなく、その運用のあり方の対等性にも依存しているのである。そこで、本稿では、小内 [1999] によるシステム共生の視点に着目し、自立型共生の構成要素である「対等性」を「制度のあり方および運用のあり方の対等性」と捉え、会計基準を想定して解釈しなおすこととする。前者の「制度のあり方の対等性」は、実質的に平等な内容をもつことを意味するため、自国基準と自国外基準の内容が実質的に同等であるか否かをもって対等性が判断できる。すなわち、自国基準と自国外基準が実質的に同等である場合は、対等であり、同等でない場合は、非対等として捉えることとする。後者の「制度の運用のあり方の対等性」は、実質的に平等な条件での運用さ

れることを意味する。そのため、自国外基準の適用に対して制限などを設けない場合を対等とし、自国外基準の適用に対して制限などを設ける場合を非対等とする。

(2) コミュニケーション

共生のもう 1 つの構成要素である「コミュニケーション」について取り上げる。これに当たり、自立型共生の内容や概念について、コミュニケーションをその構成要素として位置づける先行研究に着目する。まず、井上達夫 [1992] は、コミュニケーションを利害と価値観の異なる人が、対立し、論争し、「気になる存在」として誘発しあうプロセスとして説明する。これにより、人々の知性と感性は拡大深化され、人間関係はより多面的で豊かになり、社会発展の活力は絶えず更新されることとなる。なお、このプロセスにおいて活発な競争が展開されるが、それは目標そのものを多様な仕方でも索する“competition”を意味する（井上達夫 [1992], 26-27 頁）。同様に、前述の都築 [1998] では、様々な先行研究を踏まえ、共生を構成するコミュニケーションを異質な文化集団が衝突し、摩擦や葛藤を繰り返して相互理解を深めるプロセスと捉えている（90 頁）。また、寺田 [2003a] では、前掲の先行研究だけでなく尾関 [1995]⁽¹⁰⁾ や小内 [1999] らの議論も踏まえて、コミュニケーションを、相互理解と尊重にもとづき、自一他の相互関係や双方のアイデンティの再構築・再編のプロセスとして捉えている（60 頁）。

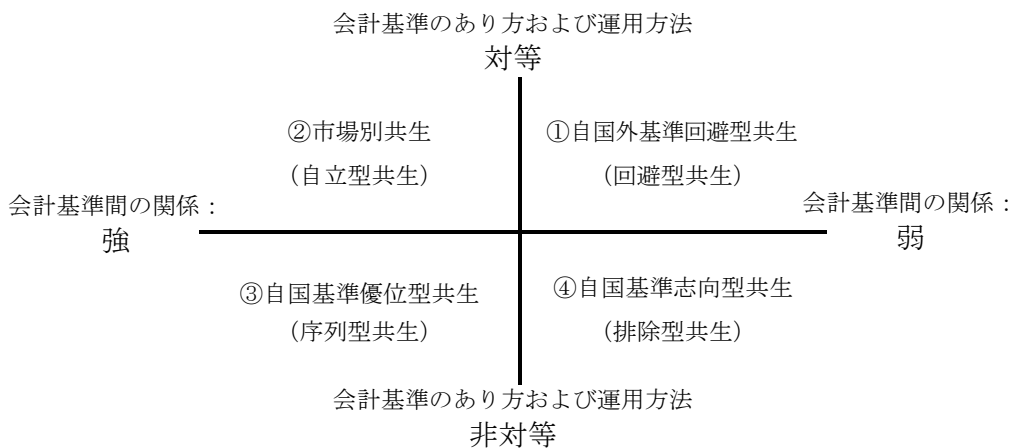
このように、社会学の領域においてコミュニケーションは、自立型共生の構成要素の 1 つと捉えられ、接触、干渉、対立、競争、理解、尊重などの行為や相互関係を意味する概念として解釈されている。また、コミュニケーションには、理解や尊重など好意的な意味合いだけでなく、対立や競争など敵対的な意味合いも含ま

れている。そして、接触し対立や競争を繰り返すことにより、相互に理解あるいは尊重できる関係性が構築され（かかるコミュニケーションを通じて）、多文化共生社会像が形成されると理解されている。このような特徴を有するコミュニケーション概念を踏まえ、会計基準を想定してコミュニケーション志向の高低を「会計基準間の関係」の強弱として捉えることとする。すなわち、自国基準と自国外基準の間で、干渉、対立、競争、尊重や理解などの行為や相互関係がみられる場合には、自国基準と自国外基準の関係が強い、つまり、コミュニケーション志向が高いとする。逆に、会計基準間の干渉、対立、競争、尊重や理解などの行為や関係がみられない、つまり、不干渉や非競争の場合には、自国基準と自国外基準の関係（コミュニケーション志向）が弱い（低い）として捉える。

2. 会計基準の共生の類型モデル

前項では、共生概念の類型（図2）をもとに会計基準の共生の類型化を行うために、共生の構成要素である「対等性」と「コミュニケーション」について、会計基準を想定した置き換えを行った。つまり、「権利志向」の対等—非対等は、「会計基準のあり方および運用方法」の対等—非対等として置き換えた。ここでは、会計基準の実質的内容が同等であるか否か、そして、適用条件に何かしらの制限が設けられているか否かにより、判断される。次に、「コミュニケーション志向」の高い—低いを、「会計基準間の関係」の強い—弱いとして置き換えた。具体的に、その関係の強弱は、自国基準と自国外基準の間で、干渉、対立、競争、尊重や理解などの行為や相互関係がみられるか否かにより、判断される。図3は、上述のような分析軸の置き換えを行い、会計基準の共生の類型化を試みたモデルを示している。

図3 会計基準の共生の類型モデル



第1象限の自国外基準回避型共生（回避型共生）は、「会計基準のあり方および運用方法」について対等性はみられるが、「会計基準間の関係」が弱い状態である。すなわち、限定した

自国外基準についてのみ、自国基準と同等の内容をもち、自国内で機能することが認められ、そして、その自国外基準の内容や運用方法に対して不必要な干渉、対立や競争などが回避され

た状態である。また、基準相互間の理解や尊重などを前提としないという特徴がみられる。この自国外基準回避型共生の例としては、日本において連結財務諸表を作成する際に、特例として容認されている米国基準が該当すると解される。『連結財務諸表規則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）』第95条によると、米国SEC登録企業で米国基準を採用している企業であり、金融庁長官により適用が認められる企業など、一定条件を満たした企業に限り米国基準の適用が認められている。このように、米国基準に関しては、運用方法に制限を設けられているため、非対等であると解されるが、容認後は米国基準を日本基準と同等の内容であり同等に機能することが認められることから、基準内容（あり方）の対等性はあると判断できる。加えて、米国基準の内容については不干涉であり、日本基準との相互理解など（例えば、相互承認や米国基準との調和化や統一化など）が前提となっていないため、会計基準間の関係性は弱いといえる。つまり、米国基準は、日本の会計制度において、セグリゲーション（棲み分け）された共生（共棲）の状態にある。これらの点に着目する限りにおいて、日本における米国基準の特例による適用は、自国外基準回避型共生に属するといえる。

第2象限の市場別共生（自立型共生）は、「会計基準のあり方および運用方法」について対等性がみられるとともに、「会計基準間の関係」も強い状態である。すなわち、多様でかつ自律的な自国外会計基準を相互に理解、尊重し、適用する状態や、自国外基準と自国基準の関係性を積極的に相互に構築しようとする状態である。当該関係性を構築するためには、自国基準と自国外基準との積極的な競争（competition）が必要となる（井上達夫 [1992], 26-27 頁）。なお、“competition”とは、目標自体を多様な

仕方で模索する競争であり、そのような状態を保持するには、多様な目標追求を両立可能とする目標追求の仕方を規制し、相互の衝突を調整する一般的ルールを共有することが必要となる。これにより過剰な生存闘争⁽¹¹⁾に転化せず、自立型共生が成立することとなる（井上達夫 [1992], 26-27 頁, 尾関 [1995], 147-148 頁）。

会計基準を想定した場合、自立型共生を成立させるには、例えば、市場別に最適な会計基準を適用するという共生の状態、いわゆる市場別共生が考えられよう。実際に、スイスでは、グローバル向け市場には自国外基準であるIFRSあるいは米国基準を適用することが求められるが、自国内向け市場にはそれらの自国外基準に加え、自国基準を適用することができる（Nobes, C. W. and S. A. Zeff [2016], p.287, Deloitte [2013], p.66）。このようにスイスでは、市場に応じて複数の会計基準の適用が認められており、多様化した会計基準の共生が観察される⁽¹²⁾。

第3象限の自国基準優位型共生（序列型共生）は、「会計基準のあり方および運用方法」について対等性がみられないが、「会計基準間の関係」が強い状態である。受入国の許可、管理、理解にもとづき、自国基準（マジョリティ）と自国外基準（マイノリティ）の対等性が確保される状態をさす。なお、このようにマジョリティの「寛容さ」⁽¹³⁾により、マイノリティの対等性が認められているにすぎない状態は、実質的な対等性がある状態とはいえない。また、自国基準と自国外基準は、干涉、対立、競争を通じて相互に理解、尊重し合う関係にあるが、ここでの競争は、所与の同一目標に向かって「追いつけ追い越せ」と競う“emulation”を意味するため、過剰な生存闘争に転化しやすい（井上達夫 [1992], 27-29 頁, 尾関 [1995], 147-149 頁）。例えば、生存闘争の結果、IFRSが優勢と

なった場合は、図 1 で示した他の象限（フル・アドプション、コンバージェンス、エンドースメント）に転化することになる。また、IFRS が劣勢となれば、IFRS を排除し、自国基準を採用する、つまり、ローカリゼーションやナショナリズムへと転化することとなる。

日本の現状に照らしてみると、連結財務諸表の作成にあたり認められる IFRS の任意適用が、この共生に該当すると考えられる。『連結財務諸表規則（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）』第 1 条の 2 および第 93 条によると、IFRS の任意適用可能な企業（特定会社）が、IFRS のうち金融庁長官による指定を受けた基準（指定国際会計基準）を受け入れる形で、IFRS が実質的に任意適用されているのである。すなわち、日本による受入れの許可、管理、理解などを前提として、IFRS の適用が認められている。このように、IFRS に関して、基準内容（あり方）や運用方法に関しては、日本の「寛容さ」を前提としているため非対等であると解される。そして、基準の内容については、EU の同等性評価への対応や、東京合意以降の ASBJ などの国際的取組み⁽¹⁴⁾に鑑みれば、相互に干渉し、対立し、競争（emulation）していることは自明である。よって、IFRS と日本基準間の関係性は強いと解される。これらの点に着目する限りにおいて、日本における IFRS 任意適用は、自国基準優位型共生に属するといえる。

最後に、第 4 象限の自国基準志向型共生（排除型共生）は、「会計基準のあり方および運用方法」について対等性がみられず、「会計基準間の関係」が弱い状態である。すなわち、自国外基準を自国基準と対等なものとして適用することに否定的あるいは消極的であり、自国基準を志向する状態である。また、自国外基準に対しては、干渉せず、無関心である。そのため、

この自国基準志向型共生は、ローカリゼーションやナショナリズムに転化しやすい傾向にある。例えば、日本企業（会社法の大会社を除く）の個別財務諸表を作成する基準として、日本基準、「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計指針）」、「中小企業の会計に関する基本要領（中小企業会計基本要領）」など複数の基準から選択できるが、いずれも自国基準である。自国外基準である中小企業のための IFRS (IFRS for SMEs) の適用に関しては、当初より否定的あるいは消極的であり、現在のところその適用は認められていない。このように、自国外基準 (IFRS for SMEs) を排除し、自国基準のみ適用する状態は、自国基準志向型共生に該当するといえよう。

V おわりに

本稿では、日本の会計制度に着目し、適用が認められている複数の会計基準がどのような共生状態（関係）にあるのか、その位相を明らかにするため、分析枠組みとして多文化共生概念を援用した（図 2 に基づき）会計基準の共生の類型モデル（図 3）を構築するとともに、それを分析軸として日本の会計制度の現状について考察を行った。

その結果、連結財務諸表を作成する際に認められている諸基準の共生状態において、以下の 2 つの点を確認することができた。1 つは、IFRS の任意適用が、図 3 において、第 3 象限の自国基準優位型共生（序列型共生）に位置づけられる点である。この共生は、「追いつけ追い越せ」という競争（emulation）による生存闘争に転化しやすいという特徴をもつ。そのため、図 1 で示した任意適用（固有文化化）以外の象限、つまり、フル・アドプション（植民地化）、コンバージェンス（従属）およびエンド

ースメント(グローカリゼーション)あるいは、ローカリゼーションやナショナリズムに転化しやすい特徴をもつ。もう1つは、特例による米国基準の適用が、第1象限の自国外基準回避型共生(回避型共生)に位置づけられる点である。これは、自国外基準(米国基準)に対して不干渉であり、基準相互の理解や尊重を前提としない、棲み分け(セグリゲーション)された共棲(symbiosis)を意味する。このように、日本におけるIFRSと米国基準は、ローカル基準である日本基準との共生関係において、異なる位相をもつとして解釈できる。加えて、個別財務諸表を作成する際に認められている諸基準に着目すると、日本基準、中小企業会計指針および中小企業会計基本要領などの自国外基準の適用は認められているが、自国外基準であるIFRS for SMEsの適用は認められていない。よって、当該諸基準の適用は、第4象限の自国外基準志向型共生(排除型共生)に位置づけられる。

このように、日本の会計制度において適用される複数の会計基準は、自国外基準回避型共生、自国外基準優位型共生、そして自国外基準志向型共生という、それぞれ異なる位相をもつ共生の状態にあることが明らかとなった。言い換えると、日本の会計制度において適用が認められる自国外基準とローカルGAAP(日本基準)の共生関係は、同じではないこと、そして、必ずしも対等に位置づけられているとはいえないことを確認することができる。また、IFRSの任意適用に着目すると、自国外基準優位型共生(序列型共生)に位置づけられることから、日本基準との生存闘争に転化しやすい、つまり共生関係

が継続されない不安定な状態にあるといえる。今後、日本の会計制度において、IFRSとローカルGAAP(日本基準)の共生状態を安定的に維持することが期待される限りにおいては、生存闘争をもたらさない積極的な競争(competition)により形成される第2象限の市場別共生(自立型共生)を、将来の方向性(選択肢)として示すことができよう。

しかしながら、会計基準のグローバリゼーションという近代的様相において、多文化共生社会像の理想形である自立型共生⁽¹⁵⁾に基づく市場別共生を唯一の現実解とするのか否かについては、すでに市場を分けてIFRSを適用しているスイスなど他国の事例を踏まえて、検討しなければならない。また、日本においては、すでに多くの具体的課題⁽¹⁶⁾が顕在化しており、それらの課題を含めて、資本市場との関係の中で制度形成の方向性を慎重に検討する必要がある。かかる点については、今後の課題としたい。これにより、本稿で設定した目的を概ね達成したと思われる。

最後に、本稿は、個性記述的解釈主義から、会計基準のグローバリゼーションおよび共生自体を主題化して議論を行っている。よって、法則定立の実証主義の立場からの方法論に関する批判点は、本稿の限界点となる⁽¹⁷⁾。

注

- (1) 同様の問題意識に基づく検討については、井上定子 [2017] [2018] を参照されたい。
- (2) 辻山 [2016] では、日本の会計制度が、日本基準のIFRSへのコンバージョンを契機として徐々に変化し、以下のように、多極化された基準体制に変貌していると指摘する(48-49頁)。

図 4 日本の会計制度の多極化

対象企業		連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業 金融商品取引法開示企業		日本基準 ピュア IFRS JMIS 米国基準 (特例)	日本基準 日本基準を会社法の枠内で 簡素化
非上場企業	大会社	日本基準 ピュア IFRS JMIS 中小企業会計指針 中小企業会計基本要領 企業会計原則 *作成義務はない	日本基準 中小企業会計指針 中小企業会計基本要領 企業会計原則
	その他		

出所：辻山 [2016], 49 頁, 図表 1, 筆者一部加筆修正。

- (3) 辻山 [2014a] によると, 企業会計審議会 [2013] では, 日本の制度の中に 4 つの基準が並存すると指摘するが, その指摘は必ずしも正しくない。なぜなら, 米国基準を採用できるのは, 米国市場において資金調達する企業あるいは過去に資金調達したことのある企業という条件を満たした企業であって, 米国基準が日本の制度の中で日本基準と同等に位置づけられているわけではない。あくまでも日本基準とは別枠の特例として使用が認められている。この問題点は IFRS の任意適用についても同じである (辻山 [2014a], 37, 42 頁)。
- (4) 河野 [2002] によると, 制度には, 経済学的定義と社会学的定義の 2 つが考えられる。社会学的定義によると, 制度は, 社会的行動に対して安定性と意味を与える社会構造であり, 文化的認知的, 規範的, および規制的要素で構成されていると考えられる (Scott, W.R. [1995], p.33, 河野 [2002], 13-18 頁)。
- (5) グローバリゼーションは, 様々な社会科学分野において取り扱われているテーマである。とりわけ, 国際社会学においてグローバリゼーションは, 学際的問題として位置づけられている。また, それは主にトレンドとして長期の歴史的プロセスの中で捉えられ, 近代化と関連づけて議論されている (Pieterse [2004], pp.7-21)。主なものとして, 近代化論, 従属理論, 世界システム論, そしてグローカリゼーションがある。近代化論, 従属理論や世界システム論は, グローバリゼーションの起点となる「中心」の観点に立つが, 文化の固有性を重視する考え方 (グローカリゼーション) は, グローバリゼーションが到達する「周辺」の観点に立ちグローバリゼーションを捉えている。このようにグローバリゼーションの評価をめぐることは, 前者の「均

- 質論」と後者の「異種論 (多様化論)」という対概念が存在する (上杉 [2009], 48-49 頁)。
- (6) つまり, まず「全体」としてのシステムがあって, そこから降りてきて個別性を説明するだけではなく, 個別性の側からのシステムへの上昇や連動についても説明する必要があるということである (油井 [2000], 338 頁)。
- (7) 多様な領域で使用されている「共生」は, 本来, “symbiosis” という生物学の学術用語に由来するといわれている。一義的な定義はみられないが, 2 つの主体間の互惠の関係 (例えば, 相利共生や片利共生) 以外にも, 搾取, 寄生, 競争など多様な関係を共生の関係であるとして捉えられている (寺田 [2003b], 22-23 頁)。このような生物学的な共生の概要をまとめて, 藤田 [1997] は, 生物間どうしの接近度, あるいは, 結びつきの強さに関する意味合いと, 一方の種の個体の存在が他方の種の個体にとり利益あるいは損害を与えるような質に関する意味合いがあるとする (158 頁)。
- (8) 西澤 [1994] では, 社会を, 互いに異質な他者と他者の間に不断に築かれようとする共同性の様式であり, 共生を, そのような社会への参加が促進されている社会状態であると定義する。また, 社会参加は, 意思決定過程から締め出された社会層の社会的に意義を認められた活動への自発的参入および参入を促進する行為と捉える (西澤 [1994], 239-241 頁)。すなわち, 西澤 [1994] は, 意思決定過程から締め出された社会層が, 自発的に社会参加している状態を共生と定義する (都築 [1998], 90 頁)。
- (9) 大槻 [2011] では, 図 2 の第 1 象限を「NIMBY (Not in my backyard) 型共生」と呼び, 回避的人種主義に基づく共生のありようは, このフェーズに該当するとする (78 頁)。その後, 大

槻 [2016] では、回避の人種主義を理論的根拠として、この象限を「回避型共生」と言い換えている (29 頁)。

- (10) 尾関 [1995] は、共生を現代的な理念として生かすためには、異質なものの共存にとどまることのない、相互のコミュニケーション的理解の観点が必要であるとする (146-147 頁)。そして、社会的弱者が強者と共生関係を実現しようとする場合、弱者の共同や共同体による対抗力が不可欠であるとして、共生・共同の理念を提唱している (尾関 [1995], 151 頁)。
- (11) 『広辞苑』によると、環境に適用せずおのずから淘汰される同種の個体間の競争を生存競争といい、その原義である生存競争には、異種間の対立関係が含まれる。ダーウィンの自然淘汰説はこれに基づくものである (新村出編 [1998], 1473 頁)。よって、本稿では、「生存競争」を、異種間の対立関係を含む自然淘汰を意味するものとして用いる。
- (12) スイス証券取引所 (SIX) のメインボードに上場する企業は、連結財務諸表を作成する際に IFRS あるいは米国基準を適用しなければならない。その他の登録企業は、IFRS と米国基準に加えて、スイス会計基準 (Swiss GAAP FER) を連結財務諸表の作成に適用できる (Deloitte [2013], p.66)。最近では、スイス会計基準を適用する企業が、増加傾向にある (Nobes, C. W. and S. A. Zeff [2016], p.287, Deloitte [2022], p.3)。
- (13) リベラルな寛容による個人の自由の保障とは、多数派が過度には同化を強めないこと、少数派が彼らの価値に従って生きる余地を残すことを意味する (大庭 [1994], 141-142 頁)。共生 (conviviality) を社会の理念として提唱するには、「寛容」を乗り越えるものとして考える必要がある (尾関 [1995], 150 頁)。
- (14) 日本における IFRS 任意適用の経緯については、辻山 [2014ab] [2016] などを参照されたい。
- (15) 大槻 [2016] では、近代化という理論概念に最も整合的な多文化共生社会像を、自立型共生であるとし、図 3 の共生概念を「排除的共生→回避型共生→序列型共生→自立型共生」という発展形として捉えている (179 頁, 図 9-2 参照)。しかしながら、日本社会では多文化主義に否定的な風潮が観察される、つまり、日本社会は、多文化共生的近代化の実現に至っていない移行過程の途にあるため、グローバリゼーションに伴う必然的現象である共生を、唯一自立型共生として実践することは極めて困難であるとする。よって、現在の日本社会において、自立型共生は理想解であり、序列型共生の実践が現実

解であると指摘する (大槻 [2016], 172-181 頁)。

(16) 日本において顕在化している具体的課題として、「連単分離」論や「連結先行」論、あるいは実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」などがあり、これらを含めて、資本市場との関係の中で制度形成の方向性 (IFRS とローカル GAAP の共生の可能性) を検討する必要があるとの有益なご指摘をいただいた。

その他、日本において個別財務諸表を作成する場合 (会社法の大会社は除く)、日本基準、中小企業会計指針や中小企業会計基本要領などの自国基準が選択可能であるが、これらの自国基準の任意適用について、多文化共生を前提とした会計基準の共生の類型モデルの枠組みで捉えうるのか否かについても、検討する必要がある。稿を改めて検討したいと考える。

(17) 個性記述的解釈主義とは、「定質的」「ナラティブ」なデータによる解釈主義を好み、社会的現実を説明する一般的法則に懐疑的である考え方であり、再現可能で「客観的」「定量的」な実証主義を好み、社会的現実を説明する一般法則を目指す、法則定立の実証主義とは対照的である。よって、本稿の限界点として、本質的にナラティブである点、定量的分析がない点、そして、価値負荷のかかった前提が学問的研究に入り込んでいる点などがあげられる (Wallerstein [2004], pp.4-9, 19-20, 94-95, 山下訳 [2006], 26-36, 58-60, 241 頁)。

参考文献

- Abercrombie, N., S. Hill and B.S. Turner [2006], *The Penguin Dictionary of Sociology (5th ed.)*, Penguin Books, London.
- Deloitte [2013], *IFRS Survey 2013: Focus on Financial Reporting by Swiss Listed Companies*, Deloitte, Zurich.
- Deloitte [2022], *Swiss GAAP FER vs. IFRS: A systematic guide to the two main true and fair view accounting standards applied in Switzerland*, Deloitte, Zurich.
- Featherstone, M. and S. Lash [1995], "Globalization, Modernity and the Spatialization of Social Theory: An Introduction" in Featherstone, M., S. Lash and R. Robertson (eds.), *Global Modernities*, Sage Publications, London, pp.1-24.
- 藤田紘一郎 [1997], 『共生の意味』講談社。
- 橋本和幸 [1998], 「地域政策とグローバリゼーション」『脱都市化』時代の戦略—『金沢大学文学部論集 行動科学・哲学篇』第 18 号, 13-36 頁。
- 橋本和幸 [2004], 「変動する社会」碓井崧・丸山哲央・大野道邦・橋本和幸編『社会学の理論』(有斐

- 閣ブックス) 有斐閣, 223-239 頁.
- Illich, I. [1973], *Tools for Conviviality*; Harper & Row (渡辺京二・渡辺利佐訳 [2015], 『コンヴィヴィアリティのための道具』筑摩書房).
- 井上定子 [2017], 「会計基準のグローバリゼーション—国際社会学による概念整理を中心として—」『會計』第 192 巻第 2 号, 145-157 頁.
- 井上定子 [2018], 「IFRS 導入の多様性に関する国際社会学的考察」『産業経理』第 78 巻第 3 号, 62-73 頁.
- 井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫 [1992], 『共生への冒険』毎日新聞社.
- 井上達夫 [1998], 「共生」廣松渉・子安宣邦・三島健一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店, 343-344 頁.
- International Financial Reporting Standards (IFRS) Foundation [2010], *IFRS Foundation Constitution*, IFRS Foundation.
- IFRS Foundation [2022], *Analysis of the IFRS Accounting jurisdiction profiles*, <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/#analysis-of-the-167-profiles>, (アクセス日: 2022 年 12 月 1 日).
- 梶田孝道 [1996], 『「多文化主義」をめぐる論争点—概念の明確化のために』初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文館, 67-101 頁.
- 加藤信行 [2005], 「グローバリゼーションと宗教復興—宗教社会学理論におけるロバートソン理論の意義の検討—」『創価大学大学院紀要』(創価大学大学院) 第 27 号, 147-160 頁.
- 川本隆史 [1998], 「マルチ・カルチュラリズム」廣松渉・子安宣邦・三島健一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店, 1535 頁.
- 企業会計審議会 [2013], 「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」企業会計審議会, 1-13 頁.
- 河野勝 [2002], 『制度』社会科学の理論とモデル 12, 東京大学出版会.
- 小内透 [1999], 「共生概念の再検討と新たな視点: システム共生と生活共生」『北海道大學教育學部紀要』第 79 号, 123-144 頁.
- 水野真彦 [2013], 「経済地理学における制度・文化的視点, ネットワーク的視点, 関係論的視点」『経済地理学年報』第 59 巻, 454-467 頁.
- 西澤晃彦 [1994], 『「共生」の社会過程』『来日アジア・アフリカ系外国人の生活適応と日本人との共生に関する研究』来日外国人との共生社会研究会, 239-243 頁.
- Nobes, C. W. and S. A. Zeff [2016], “Have Canada, Japan and Switzerland Adopted IFRS?”, *Australian Accounting Review*, Vol.78, No.26, pp.284-290.
- 大庭健 [1994], 「共生の強制, もしくは寛容と市場と所有—自由主義をめぐる一断想」『現代思想』第 22 巻第 5 号, 138-155 頁.
- 尾関周二 [1995], 『現代コミュニケーションと共生・共同』青木書店.
- 尾関周二 [2021], 『「共生」概念・「共生社会」の理論的深化に向けて』『共生社会システム研究』(共生社会システム学会) 第 15 巻第 1 号, 1-21 頁.
- 大槻茂美 [2011], 「共生社会—『自立型共生』の理想と困難」田所俊介編『外国人へのまなざしと政治意識—社会調査で読み解く日本のナショナルリズム』勁草書房, 68-89 頁.
- 大槻茂美 [2016], 『多文化共生社会の現実と展望』首都大学東京, 博士 (社会学) 乙第 109 号.
- Park, R. E. [1936], “Human Ecology”, *American Journal of Sociology*, Vol.42, No.1, pp.1-15.
- Parsons, T. [1951], *The Social System*, Glencoe III, Free Press, Collier Macmillan (佐藤勉訳 [1974], 『社会体系論』青木書店).
- Pieterse, N. J. [2004], *Globalization and Culture Global Mélange*, Rowman & Littlefield Publishers, New York.
- Robertson, R. [1992], *Globalization: Social Theory and Global Culture*, Sage Publications (阿部美哉訳 [1997], 『グローバリゼーション—地球文化の社会理論—』東京大学出版会).
- Robertson, R. [1995], “Glocalization: Time—Space and Homogeneity” in Featherstone, M., S. Lash and R. Robertson (eds.), *Global Modernities*, Sage Publications, London, pp.25-44.
- 桜井裕子 [1993], 「共生」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣, 292 頁.
- Scott, W.R. [1995], *Institutions and Organization: Foundations for Organizational Sciences*, Thousand Oaks: Sage Publications (河野昭三・板橋慶明訳 [1998], 『制度と組織』財務経理協会).
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2011], *SEC Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers*, May 26, SEC.
- 沈一撃 [2022], 「後期近代における『共生』の社会学的考察: 再帰性の視点から」『共生学ジャーナル』(大阪大学大学院人間科学研究科) 第 6 号, 130-151 頁.
- 新村出編 [1998], 『広辞苑 第 5 版』岩波書店.
- 杉本徳栄 [2017], 『国際会計の実態—会計基準のコンバージェンスと IFRSs アドプション—』同文館出版.
- 高橋勇悦 [1993], 「共生」森岡清美・塩原勉・本間

- 康平編『新社会学辞典』有斐閣, 292 頁.
- 寺田貴美代 [2003a], 「社会福祉と共生」園田恭一編『社会福祉とコミュニティ共生・共同・ネットワーク』東信堂, 31-65 頁.
- 寺田貴美代 [2003b], 『共生社会とマイノリティへの支援—日本人ムスリマの社会的対応から—』東信堂.
- 辻山栄子 [2014a], 「IFRS のエンドースメントをめぐる制度的課題」『企業会計』第 66 巻第 1 号, 33-42 頁.
- 辻山栄子 [2014b], 「コンバージェンスをめぐる現状と課題」平松一夫・辻山栄子編『体系 現代会計学 [第 4 巻] 会計基準のコンバージェンス』第 66 巻第 1 号, 39-81 頁.
- 辻山栄子 [2016], 「IFRS 導入へ: コンバージェンス, アドプション」『企業会計』第 68 巻第 1 号, 43-51 頁.
- 都築くるみ [1997], 「共生」駒井洋編『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店, 154-157 頁.
- 都築くるみ [1998], 「エスニック・コミュニティの形成と『共生』—豊田市 H 団地の近年の展開から—」『日本都市学会年報』第 16 号, 89-102 頁.
- 上杉富之 [2009], 「『グローバル研究』の構築に向けて—共振するグローバリゼーションとローカリゼーションの再対象化—」『日本常民文化紀要』第 27 輯, 43-75 頁.
- 上杉富之 [2011], 「序論 グローカリゼーションと越境—グローバル研究で読み解く社会と文化—」上杉富之編『グローカリゼーションと越境』(グローバル研究叢書, 4) 成城大学民俗学研究所グローバル研究センター, 3-19 頁.
- Wallerstein, I. [2004], *World-Systems Analysis: An Introduction*, Duke University Press (山下範久訳 [2006], 『入門・世界システム分析』藤原書店).
- 山口定 [1994], 「『共生』ということ」朝日新聞, 10 月 30 日, 4 頁.
- 油井清光 [2000], 「世界システムと社会システム」碓井崧・丸山哲央・大野道邦・橋本和幸編『社会学の理論』(有斐閣ブックス) 有斐閣, 330-345 頁.
- (付記) 本稿は, 国際会計研究学会第 39 回研究大会統一論題の報告内容に基づくものである。座長の小津稚加子先生 (九州大学) をはじめ, コメンテーターの與三野禎倫先生 (神戸大学), 報告者の鶯地隆継先生 (有限責任監査法人トーマツ), 齋藤雅子先生 (関西大学), 報告・執筆にあたって有益なコメントを下された先生方に記して心より御礼を申し上げます。なお, 本研究は, JSPS 科研費 JP20K02031 の研究成果の一部である。